

平成 27 年度第 2 回環境審議会議事録（議事要旨）

1 開催日時 平成 27 年 8 月 7 日（金） 午前 10 時～午前 12 時 00 分

2 開催場所 文化会館 中会議室

3 出席者

（委員）

柳憲一郎、奥真美、宮川正孝、石川正純、小川勝徳、島貫美代子、高橋寿美子
上原好史、大塚靖、東郷進一、時岡宏行、六井元一

（事務局）

都市環境部長 大塚伸二郎、都市環境部次長 仲谷幸一
環境保全課長 宇田川道高
環境保全課長補佐（兼環境推進係長）金子義則
環境保全課副主幹（兼環境計画係長）平林俊明
環境計画係 大内章広、佐藤有希子

4 議題

(1) 開会

(2) 部長あいさつ

(3) 環境審議会委員委嘱

(4) 議事

- ・浦安市環境保全条例等施行規則の一部改正について
- ・浦安市第 2 次環境基本計画年次報告書の作成について
- ・その他

5 議事要旨

(1) 浦安市環境保全条例等施行規則の一部改正について

<説明（事務局）>

- ・浦安市環境保全条例等施行規則の一部改正について、事務局より説明を行う。

<質疑>

会 長

- ・本年 4 月に改正された「騒音規制法」及び「振動規制法」における規制基準について、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定された「幼保連携型認定こども園」が特に配慮すべき施設に追加され、この施設の周囲 50 メートルの区域では、基準より 5 デシベル低い基準が適用されることとなり、静謐（せいひつ）な環境が要請されている。

上位法となる騒音規制法、振動規制法の改正に伴い、浦安市環境保全条例等

施行規則における騒音、振動基準また、拡声機の使用基準及び飲食店営業の騒音等の基準の改正を行うという説明であったが、質疑、ご意見等があるか。

委員

- ・ 「幼稚園型認定こども園」がすでに8園開園されているとあったが、環境保全条例等施行規則の基準にある「保育所」に含まれるという理解でよろしいか。

事務局

- ・ 「幼稚園型認定こども園」につきましては、従来「幼稚園」だったものであり、規制基準については「学校」に含まれる。

会長

- ・ 「幼稚園」に関しては、学校教育法の中で規定されているため、当該基準では「学校」に含まれる。今般の改正は、新法制定に伴い「幼保連携型認定こども園」が定義されたため、条例等施行規則においても追加し、配慮していくということ。

委員

- ・ 既に稼働している特定工場（騒音等特定施設を設置する工場又は特定作業を行う工場）がある近くに、「幼保連携型認定こども園」等が新たに建設された場合は、騒音等規制は、すぐに適用されるのか。経過措置等の猶予はあるのか。

事務局

- ・ 規制基準は、施行規則の施行日より適用されるため、猶予期間はない。ただし、「幼保連携型認定こども園」等が建設される際に周辺の環境を調査するなど影響のないよう促していく。

委員

- ・ 操業している事業者が、「幼保連携型認定こども園」等が建設されるので騒音対策を行うとなった場合に、「幼保連携型認定こども園」等へ設備資金の負担を求めること想定されるが、いかがか。

会長

- ・ 都市計画上の工業地域の用途規制でも建築できない用途にはなっていないが、「幼保連携型子ども園」等は、特定工場等が近くにある地域に適さないので、設置しないほうがよい用途であり、実際には建築されない。そこまでの懸念は不要である。

委員

- ・ 私の住む地域では、アパート等や民間住宅が多い。「幼保連携型認定こども園」等建設された場合には、その近隣住民も基準を守る対象となるのか。また、住民へ周知・説明はするのか。

事務局

- ・ 「特定工場」等については、工場や事業所等、大きな騒音がでる業務系の施設が対象となり、アパート・戸建等の民間住宅は対象にならない。

委員

- ・ 今般の改正は、民間住宅への騒音等は対象としないことを承知した。

会長

- ・ 本議事については、資料 2-2 のとおり市長から審議会へ諮問されている。諮問事項に対し、環境審議会より意見書の提出が求められているので、「幼保連携型認定こども園」を特に配慮すべき施設に追加することへの意見書について、事務局がたたき台を作成しているので、説明をお願いします。

＜説明（事務局）＞

- ・ 「幼保連携型認定こども園」を新設する法律の趣旨や、当該施設の目的を鑑みまして、環境保全条例等施行規則で定める規制基準のうち、特に配慮すべき施設に「幼保連携型認定こども園」を追加することは適正である旨の意見書（案）を提示する。

会長

- ・ 以上の議論を踏まえ、異議がないため、この意見書（案）をもって答申とする。

（２）浦安市環境基本計画年次報告書の作成について

＜説明（事務局）＞

- ・ 浦安市第 2 次環境基本計画年次報告書の作成について、事務局より説明を行う。

会長

- ・ 平成 25 年度（一昨年度）に第 2 次環境基本計画を本審議会で審議し、平成 26 年 3 月に策定しました。今年度まとめる年次報告書は、第 2 次環境基本計画を開始し初めての年次報告書になる。今の事務局の説明について、質疑または、年次報告書のまとめ方についてご意見等あるか。

特に、年次報告書のまとめ方や見せ方について、市民や事業者の行動につながるようなアイデアなど、ご意見等あるか。

＜質疑＞

副会長

- ・ 年次報告書の構成などを見ると、従来と同じように見える。新しい視点であるまちづくり関連計画である都市計画マスタープランとの連携をより強固にして推進して進捗管理をしていくのであれば、その成果を見せられるよう工夫が必要である。

都市計画と環境計画の連携を図るためには、年次報告書の進捗管理時点ではなく、それぞれの計画策定段階で、共通の方向性を位置づけてお互いの視点を盛り込むことが重要であると思われるが、今回、年次報告書にはどのように反映させるのか。

事務局

- ・ 都市計画マスタープランは、平成 25 年 8 月に改定されており、第 2 次環境基本計画は、先行して改定された都市計画マスタープランと連携を図りながら、作

成している。今回の進捗管理においてまずは、事業の担当課においては、都市計画マスタープランにおける事業の社会的側面や環境基本計画における環境的側面を認識してもらい、各計画で事業を評価した上で、一つの事業や取組が2つ3つの効果をもたらす施策展開につなげていきたいと考えている。

委員

- ・ 都市計画マスタープランと連携を取るということは、環境基本計画の施策体系に新たに都市計画マスタープランの施策が盛り込まれるということか。

事務局

- ・ お互いの計画で位置づけられている施策で、重複する部分について連携して進捗管理を行う。進捗の報告書（年次報告書）は、それぞれで施策の評価を行うため、施策を新たに盛り込むということは考えていない（あくまでも第2次環境基本計画の進捗管理が主眼）。

会長

- ・ 連携を図るという視点としては、両計画における共通の指標（評価の視点）について両報告書に掲載する、各計画独自の評価指標についてはコラム的に記載するなど、それぞれの要素を盛り込んでいくという考えもある。

副会長

- ・ 環境基本計画の年次報告書は毎年作成しているが、都市計画マスタープランの年次報告書は毎年作成するものではないのではないかと。

事務局

- ・ 都市計画マスタープランは、前期、中期、後期の3期に分け、おおむね3年毎に計画の見直しを行うこととなっている。今年度が前期計画の見直しの年度であり、都市政策課が進捗状況調査を実施することから、当課から提案し、連携して進捗管理を行うこととなった。

会長

- ・ 都市計画マスタープランは、年次的に進捗調査を行っていないということなので、両計画が進捗を追う年には、連携を図った報告書としていただきたい。

委員

- ・ 第2次環境基本計画の策定時には、東日本大震災の経験を踏まえているとの記述があるが、施策体系では、液状化など震災の色が見えないように感じる。震災からの復興の視点も忘れずにいれてほしい。

事務局

- ・ 浦安市の環境の現状を示す上では、社会的状況として東日本大震災は避けて通れない事象である。浦安市の概況で震災での被害や復興を踏まえたうえで、環境施策の展開につなげていく。また、生活環境保全や、自然共生（水やみどり）の基本方針は、震災での被害や現在の復興状況を踏まえたうえでの、施策体系となっているため進捗管理でもその視点はある。

委員

- ・ 年次報告書の内容になじむのかは事務局でご検討していただきたいという前置きのうえで、事業の費用対効果面がわかるよう、施策に対する予算などコストの視点を取り入れてはどうか。

また、多岐にわたる分野のため、年次報告書の文量も多くなると思われるが、文章での表記のみでなく、図や表、写真などを盛り込み、小学生、中学生でも興味を持てるよう工夫していただきたい。

事務局

- ・ 環境基本計画は、長期的視点に立ち、環境施策を掲載している。費用対効果は重要な視点ではあるが、事業によっては、環境的側面だけでなく、社会的側面、経済的側面もあることから、環境的側面だけで費用対効果を表すことは難しいと考える。しかしながら、重要な視点であることから、進捗管理をしていく中で参考とさせていただきたい。

会長

- ・ 「環境、社会、経済の統合的向上」という視点に立って施策を行っていくのであれば、進捗管理の際に施策を行った結果、経済的側面から費用対効果はどのようなであったか検討していただき、年次報告書に記載していただく努力をしていただきたい。

他の自治体等でも、そのような費用対効果を示した事例は少なく、事務局だけで分析作成も難しいので、コンサルタントや専門家に協力を仰ぐという方法もあるのではないかな。

副会長

- ・ 国の場合、環境白書には費用対効果に関する情報は載せていない。一方で、それとは別に各省庁において行政事務事業評価レビューを行っている。両方の情報を突合すれば費用対効果はわかる。自治体の場合も事務事業評価を行っているのが一般的なので、こちらの情報と照らし合わせると費用対効果についてある程度は把握できるのではないかな。環境基本計画の年次報告書にどこまでの情報を掲載するのかについては検討の余地がある。

事務局

- ・ 本市においても、行政改革（事務事業見直し）の視点で、事務事業評価にて、費用対効果の調査を実施している。事業の費用面での評価はこちらに委ね、年次報告書では、環境的側面等の効果を提供できるツールとなればよいと考える。

会長

- ・ ひとつひとつの事業や施策で、「環境、社会、経済的側面」を評価するのは、難しいと思う。今年度からも新たな取り組みという面も踏まえて、コラム的に掲載してもよいと思う。

委員

- ・ 施策体系・自然共生分野に「水際線整備構想」とあるが現状はどうなっている

のか。

事務局

- ・ 水際線整備構想は、平成 22 年度に策定されたビジョンであり、これを踏まえ、都市計画マスタープランや緑の基本計画、また、環境基本計画に掲げる事業を実施している。

委員

- ・ 市の施策体系を見ると、市の取組がわかるが、私たち市民が生活していくうえで、具体的に取り組むべき事項を盛り込んでいただければ、施策に対して行う取組が明確化し行動につながると思う。

事務局

- ・ 第 2 次環境基本計画では、施策ごとに市民や事業者の取組例を掲載している。また、浦安エコファミリーやエコカンパニーといった市民や事業者の環境保全行動を促進するツールもあることから、施策体系に市民や事業者の具体的な行動を示しながら、各事業を広報等で周知しながら推進していきたいと考える。

会長

- ・ 本日、委員の皆様からいただいたご意見については、事務局で精査いただき次の年次報告書（案）に反映していただくようお願いする。

(3) その他

<説明（事務局）>

- ・ 6月28日（日）に新浦安駅前広場で開催した第18回環境フェアの報告をする。第18回浦安市環境フェアは、「浦安の環境を知ろう！育てよう！みんなのECOCORO」をテーマに、昨年度より5団体増え、36団体での開催となった。また、今回は、明海大学や浦安高校、東海大学附属浦安高校の学生の皆さんからもステージパフォーマンスの協力をいただいた。

市の環境に係る多彩な出展ブースやステージパフォーマンスを通じて、楽しみながら、環境を知り・考える1日として学んでいただけたと思う。なお、当日の来場者は約6千人であった。

6 傍聴者

なし

以上